

## 高齢者の見守りを目的とした事業一覧

事業名	内 容
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等の自宅に通報機器を設置し、緊急時に警備会社または受信センターへ通報することにより、必要な措置を講じる。
配食サービス事業	調理や買い物の困難な一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に対し、食事を配達することにより、食生活の改善、健康保持及び安否の確認を行う。
「高齢者見守り活動」事業	市と協定を締結した市内事業者が、日常の業務の中でひとり暮らし高齢者等の見守りを行い、異変を感じた際に高齢福祉課又は地域包括支援センターに通報し、高齢者等へ必要な支援を行う。
救急医療情報キット	自身の氏名、住所、生年月日、血液型などの基本情報、かかりつけの病院や持病などの医療情報、緊急時の連絡等を記入した用紙を専用のボトルにいれ、冷蔵庫等で保管し、万一の場合は救急隊が病院に搬送する際にその情報を利用して迅速な対応ができる。
徘徊高齢者登録事業	認知症等で徘徊の可能性のある高齢者の情報を家族等が市へあらかじめ登録する。情報は清須市地域包括支援センター、西枇杷島警察署で共有され、行方不明になった際に迅速に対応できる。
徘徊高齢者検索メール配信事業	徘徊等により行方不明になった際に、家族等からの依頼により、行方不明になった方の情報をこのシステムに登録している人に配信。同時に同報無線を利用し検索を行う。
ひとり暮らし高齢者登録事業	65歳以上のひとり暮らしの高齢者の緊急連絡先等の情報を警察署・消防署・社会福祉協議会・民生委員等と共有し、日常の見守り活動や緊急時に対応。
高齢者の見守り、孤立化防止の啓発事業	出前講座等において、職員が地域に出向き「高齢者の見守り活動や孤立化防止」活動の普及啓発を行なう。
民生委員、地域包括支援センター職員による訪問	一人暮らし高齢者を対象に、「一人暮らし高齢者登録事業」及び「緊急通報システム事業」・「救急医療情報キット配布事業」の勧奨をかねて、民生委員が一人暮らし高齢者の訪問を行なう。地域包括支援センターが家族や地域の住民から高齢者に関する相談を受け、訪問等により必要な支援に結びつける。
成年後見制度	認知症などで判断能力が不十分な高齢者がなんらかの不利益を被らないように保護・支援するための制度。